

平成 27 年 5 月 29 日

電子商取引に関する市場調査の結果を取りまとめました

～国内 BtoC-EC 市場規模は 12.8 兆円に成長～

経済産業省は、「平成 26 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」を実施し、日本の電子商取引市場の実態、日米中3か国間の越境電子商取引の市場動向及び EU における電子商取引関連法制度について調査しました。

今般、その結果を取りまとめましたので、公表します。

1.調査結果概要

(1)国内電子商取引市場規模

平成 26 年の日本国内の BtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、12.8 兆円（前年比 14.6%増）まで拡大しています。また、平成 26 年の日本国内の BtoB-EC（企業間電子商取引）市場規模は、狭義^{※1}BtoB-EC は 196 兆円（前年比 5.0%増）に、広義^{※1}BtoB-EC は 280 兆円（前年比 4.0%増）に拡大しています。

また、EC 化率^{※2}は、BtoC-EC で 4.37%（前年比 0.52 ポイント増）、狭義 BtoB-EC で 18.3%（前年比 0.4 ポイント増）、広義 BtoB-EC で 26.5%（前年比 0.6 ポイント増）と増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き進展しています。

日本の BtoC-EC 市場規模の推移



(2) 日本・米国・中国の3か国間における越境電子商取引の市場規模

平成 26 年において、日本の消費者による米国及び中国事業者からの越境 EC(越境電子商取引)による購入額は 2 千億円(前年比 8.9%増)、米国の消費者による日本及び中国事業者からの越境 ECによる購入額は 8 千億円(前年比 13.0%増)、中国の消費者による日本及び米国事業者からの越境 ECによる購入額は 1.2 兆円(前年比 53.0%増)となりました。

また、2018 年までの日米中3か国相互間の越境 EC 規模を試算したところ、消費国としての推計市場規模は、2014 年から 2018 年までの間に日本は約 1.4 倍、米国は約 1.6 倍、中国は約 2.3 倍の規模となり、日米中3か国間における越境 EC による購入総額合計は、2018 年までに約 4.4 兆円にまで拡大する可能性があることが分かりました。

(3) EU における電子商取引関連法制度

日本の EC 事業者が EU 域内の消費者向けに越境 EC を行う場合に関連する法制度について、各制度の内容や、特に個人情報保護法制、VAT 税制、消費者保護法制について見られた近年の動きをまとめました。

2.電子商取引に関する市場調査について

本調査は、電子商取引市場動向や利用者実態を調査したものであり、平成 10 年度から毎年実施し、今回で 17 回目となります。

今回の調査では、日本国内の BtoC-EC 及び BtoB-EC の市場規模に加え、越境 EC の消費者向け市場動向(日本、米国及び中国相互間)及び EU における電子商取引関連法制度について、実態調査を実施しました。

※1 本調査における日本国内の電子商取引の定義は次のとおり。

(1) 狭義電子商取引(狭義 EC)

インターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステムを介して、商取引(受発注)が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。

(2) 広義電子商取引(広義 EC)

コンピューターネットワークシステムを介して、商取引(受発注)が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。

※2 本調査における EC 化率とは、全ての商取引金額(商取引市場規模)に対する、電子商取引市場規模の割合を指します。EC 化率の算出対象は、BtoC-EC においては物販系分野とし、BtoB-EC においては業種分類上「その他」以外とされた業種としています。

※ 本調査の詳細については、以下の資料を併せて御参照ください。

<別紙 1> 調査結果要旨

<別紙 2> 報告書

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報経済課長 佐野

担当者: 北元、山本

電話:03-3501-1511(内線 3961~4)

03-3501-0397(直通)